4 契約に係る点検機能の一層の充実等

(1) 第三者機関の運営方法等の改善

(1) 第三者機関の運営方法等の改善	1
	説明図表番号
国における公共調達のうち、公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適	表 4-(1)-①
正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定。23年8月9日	
一部変更)により、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等につ	
いて、入札監視委員会等の第三者機関の意見を反映する仕組みが導入されている。	
また、公共工事以外の物品、役務等の調達についても、監視体制の充実強化を図	表 4-(1)-②
る観点から、19年連絡会議申合せにより、各府省において、全ての契約の監視を行	
う第三者機関を設置することとされた。19年連絡会議申合せにおいては、第三者機	
関については、i)本府省のみならず、相応の発注規模の地方支分部局にも原則と	
して設置すること、ii)1者応札となっているもの等を重点的に監視すること、iii)	
第三者機関の審議概要を公表することとされた。	
今回、各府省における第三者機関の設置状況、各府省に設置された第三者機関に	
おける、平成21年度から25年度までの各委員(以下「委員」という。)に対する契	
約に関する情報提供の状況等について調査した結果、次のような状況がみられた。	
ア 第三者機関による契約監視の仕組みの整備等	
平成 25 年 12 月末現在、各府省の本府省及び外局の内部部局に計 32 機関、地方	表 4-(1)-ア-①
支分部局等に計 130 機関の合計 162 の第三者機関が設置されている。	
しかし、各府省の中には、第三者機関による契約監視の仕組みがない例や仕組	表 4 -(1)-ア-
みはあるものの一部の契約案件が監視対象となっていない例がみられた。(4府	2, 3
省)	
イ 第三者機関における情報提供方法等の見直し	
第三者機関による契約案件の審議方法は、第三者機関の事務局となっている部	
署等において取りまとめた全契約案件(少額随意契約を除く。)の一覧(以下「契	
約一覧」という。)を委員に提出し、委員が契約一覧を基に抽出した契約案件につ	
いて、年間数回開催される第三者機関の審議に付しているものが多い。	
しかし、18 府省の計 251 会計機関に設置された第三者機関 81 機関について調	表 4-(1)-イ-①
査した結果、契約一覧の内容等については、応札者数、契約相手方等の事項が含	
まれていないなど、委員が審議案件を抽出するための情報が不足している例がみ	
られた。(9府省計31機関)	
一方、各府省の中には、第三者機関における適切かつ効率的な審議に資するた	表 4 -(1)-イ-
め、契約一覧に、応札者数、契約の相手方等の情報に加え、i)公益法人が応札	2, 3
者となっている案件か否か、ii)低入札価格調査の対象案件か否かなどの情報を	
盛り込むなど、委員への情報提供を充実させるための独自の工夫を行っている例	
もみられた。	

ウ 第三者機関における審議結果等の情報共有の推進

第三者機関において実際に審議されるのは、その監視対象となる全契約案件の 中から事前に委員が抽出したごく一部の契約案件となっているのが現状である。

このような状況の中で、各府省の本府省及び外局の内部部局に設置された第三者機関(16 府省計 24 機関)における審議結果等について、府省内への情報提供の状況をみると、16 府省全てにおいて審議結果等がホームページに掲載されていた。しかし、それに加え、第三者機関の監視対象となる全会計機関に審議結果等を事務連絡で送付するなど、これらの情報が審議対象となった契約案件を担当する会計機関以外も含む全ての会計機関に確実に認識されるようにするための取組を行っているのは、6 府省の計 6 機関にとどまっていた。

表 4-(1)-ウ-(1)

第三者機関は、国における契約について、その適正な実施を確保するなどのために第三者の監視に係らしめるものであることを踏まえ、一層有効に機能するものとすることが重要であると考えられる。

【所見】

したがって、関係府省は、第三者機関による契約監視の一層の充実を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 第三者機関による契約監視の仕組みがないものについては、この仕組みを整備すること。なお、整備する第三者機関においては、委員への契約に関する情報の十分な提供等を行うこと。(消費者庁、復興庁)

また、契約監視の仕組みはあるものの一部の契約案件が監視対象となっていないものについては、全契約案件を監視対象とすること。(国土交通省、環境省)

- ② 第三者機関の審議が適切かつ効率的に行われるよう、委員への契約に関する情報の十分な提供を行うこと。(公正取引委員会、金融庁、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省、防衛省)
- ③ 第三者機関による審議対象となった契約案件の担当会計機関だけでなく、第三 者機関の監視対象となる全会計機関において契約の見直しに活用できるよう、審 議結果等の情報提供の一層の充実を図ること。(内閣府、公正取引委員会、国家公 安委員会(警察庁)、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水 産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

表 4 - (1) - ① 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。23 年 8 月 9 日一部変更) <抜粋>

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

- 1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項
- (2) 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に 反映する方策に関すること

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であることから、各省各庁の長等は、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について定期的に報告を徴収し、その内容の審査及び意見の具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする。

第三者機関の構成員については、その趣旨を勘案し、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者とするものとする。

第三者機関においては、各々の各省各庁の長等が発注した公共工事に関し、次に掲げる事務を 行うものとする。

- イ 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- ロ 当該第三者機関又はその構成員が抽出し、又は指定した公共工事に関し、一般競争参加資格 の設定の経緯、指名競争入札に係る指名及び落札者決定の経緯等について審議を行うこと。
- ハ イ及びロの事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名及び 落札者決定の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲 で、各省各庁の長等に対して意見の具申を行うこと。

各省各庁の長等は、第三者機関が公共工事の入札及び契約に関し意見の具申を行ったときは、 これを尊重し、その趣旨に沿って入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努める ものとする。

第三者機関の設置又は運営については、あらかじめ各省各庁の長等において明確に定め、これを公表するものとする。また、第三者機関の活動状況については、審議に係る議事の概要その他必要な資料を公表することにより透明性を確保するものとする。

(注)下線は当省が付した。

表 4 - (1) - ② 「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成 19 年 11 月 2 日公共調達の適正 化に関する関係省庁連絡会議) < 抜粋>

2. 監視体制の充実強化

- (1) 各府省における監視体制の強化
 - ② 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定)」を踏まえ、各府省が発注する工事について進められている入札契約の過程に第三者の意見を反映させる仕組みについて、工事以外の契約についても導入することとする。

すなわち、

- イ. 全ての府省において
- ロ. 工事以外の、物品・役務等も対象とし、入札契約のみならず随意契約も対象とすることに より

全ての契約の監視が行えるよう、全ての府省に第三者機関を設置する。

※既に上述の指針に基づいて工事に係る第三者機関を設置している府省にあっては、物品・役務等を含む全ての契約を対象とする第三者機関として適切なものとなるよう、既設の第三者機関を改組する。また、既設の第三者機関に加え、新たに工事以外の物品・役務等に係る入札契約を対象とする第三者機関を設置することも可とする。

その際、

- ・本省のみならず、相応の発注規模の地方支分部局にも原則として設置
- ・応札者(応募者)が1者しかないものなどは重点的に監視
- ・第三者機関の審議の概要は公表

に係る措置を確保することとする。

(注)下線は当省が付した。

(単位:機関)

				(年四.1	720 12-37			
	第三者機関の設置状況							
府省名 府省名	,	本府省及び外局の内部部局		地方支分部局等				
7,7 = 1	機関数		機関数		計			
内閣府	1	本府	2	沖縄総合事務局総務部、沖縄 総合事務局開発建設部	3			
宮内庁	1	全省	0	_	1			
公正取引委員会	1	全省	0	_	1			
国家公安委員会 (警察庁)	1	全省	0	_	1			
金融庁	1	全省	0	_	1			
消費者庁	0	_	0	_	0			
復興庁	0	_	0	_	0			
総務省	1	全省	0	_	1			
法務省	5	全省(工事)、本省等(物品・役務等)、 法務局(物品・役務等)、検察庁等(物 品・役務等)、矯正官署(物品・役務等)	0	_	6			
外務省	1	全省	0	_	1			
財務省	1	本省等	12	おおむねブロック単位に設置(財務局、税関、国税局等 の契約を対象)	13			
文部科学省	2	全省(工事)、全省(物品・役務等)	0	_	2			
厚生労働省	1	本省等	47	都道府県労働局(47)	48			
農林水産省	5	大臣官房経理課(工事)、本省等(食料 安定供給特別会計、林野庁、水産庁を 除いた物品・役務等)、本省(食料安定 供給特別会計の物品・役務等)、林野庁、 水産庁	19	地方農政局等(8)、森林管理局(7)、横浜植物防疫所(注5)、動物検疫所、動物医薬品検査所、農林水産技術会議事務局筑波事務所	24			
経済産業省	1	全省	0	_	1			
国土交通省	6	本省等(物品・役務)、官庁営繕部(エ 事)、航空局、気象庁、海上保安庁、 運輸安全委員会	42	地方整備局等(27)、地方運輸局(10)、地方航空局(2)、国土地理院、海難審判所、国土技術政策総合研究所	48			
環境省	2	本省等(工事)(注6) 本省等(物品・役務等)(注6)	0	_	2			
防衛省	2	装備施設本部等(物品・役務等)、全 省(工事に関する総括的な審議中心)	8	地方防衛局(8)	10			
18 府省(計)	32		130		162			
i.	1				L			

- (注) 1 当省の調査結果による(平成25年12月末現在)。
 - 2 「機関数」欄には、第三者機関の設置数を記載している。
 - 3 「本府省及び外局の内部部局」欄には、第三者機関ごとに、監視対象とする部局等を列挙し、 ()書きで、審議対象とする契約案件の種類を記載した(監視対象とする契約案件が限定され ていない場合は、()書きを付していない。)。

なお、「本府省及び外局の内部部局」欄の「全省」は、第三者機関の監視対象が府省内全ての会計機関であることを、「本省等」は、第三者機関の監視対象が、本府省の内部部局に加え、一部の外局や地方支分部局等の会計機関も含むことを、内閣府の「本府」は、第三者機関の監

- 一部の外局や地方支分部局等の会計機関も含むことを、内閣府の「本府」は、第三者機関の監視対象が、沖縄総合事務局を除く内閣府本府の会計機関であることを、それぞれ表す。
- 4 「地方支分部局等」欄には、第三者機関が設置されている地方支分部局等を列挙している。
- 5 横浜植物防疫所に設置されており、全植物防疫(事務)所の契約を監視対象としている。
- 6 環境省に設置された第三者機関は、原子力規制委員会は監視対象外としている。

表 4-(1)-ア-2 第三者機関による契約監視の仕組みがない例

機関等名	概 要
消費者庁	消費者庁では、第三者機関による審議の仕組みがなく、第三者機関による契約の
(平成 21 年 9 月	監視が実施されていない。
発足)	同庁は、第三者機関による契約の監視が実施されていない理由として、i)第三
	者機関の設置の必要性は認識しているが、消費者庁は他の省庁と比べて調達案件は
	少ないこと、ii)予算監視・効率化チームによる取組が行われていることを挙げて
	おり、平成25年12月末現在、第三者機関の具体的な設置に向けての話はないとし
	ている。
復興庁	復興庁では、第三者機関による審議の仕組みがなく、第三者機関による契約の監
(平成 24 年 2 月	視が実施されていない。
発足)	同庁は、第三者機関による契約の監視が実施されていない理由として、i)第三
	者機関の設置の必要性は認識しているが、復興庁発足時において、契約を監視する
	ための第三者機関を設置しなければならないことについての認識がなく、設置しな
	いまま現在に至っていること、ii)設置に当たっては、委員の人選等必要な手順を
	踏む必要があるが、どのような人選とすべきか知見がないことを挙げており、平成
	25 年 12 月末現在、第三者機関の設置のための事務手続にまで手がまわらず、設置
	予定時期等については未定であるとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-ア-③ 仕組みはあるものの一部の契約案件が監視対象となっていない例

機関等名			概要								
国土交通省	国土交通省には、	本省内部部局及び	外局の契約案件	牛を監視対象	とする第三	者機関が計					
	6機関設置されている。										
	しかし、下表のとおり、本省内部部局(航空局を除く。)及び外局(観光庁)の契約										
	案件のうち、物品・	役務の一般競争入る	札案件が、いっ	ずれの第三者	機関の監視	対象ともな					
	っておらず、審議が行われないものとなっている。										
	表 国土交通省の第三者機関の設置状況										
				監視対							
	名称	設置部局等	部局等名	契約案件	契約 一般競争						
			1 部 何 守 名	の種類	一	随意 契約					
	公正入札会議(随	国土交通省大臣	内部部局	物品・	, , , , ,	, , , , ,					
	意契約の適正化	官房会計課	(航空局を	役務							
	小グループ)		除く。)、観 光庁		×	0					
			70/1								
	官庁営繕部入札	官庁営繕部管理	官庁営繕部	工事	0	0					
	監視委員会	課		Λ ±π ψΑ	0						
	入札監視委員会	航空局予算・管 財室	航空局	全契約	\circ	0					
		7.)	O					
	入札監視委員会	気象庁総務部経	気象庁	全契約	0	0					
	入札監視委員会	理管理官 海上保安庁総務	海上保安庁	全契約							
	八化血沉安貝云	部主計管理官	一一一一一一一	土头的	0	0					
	入札監視委員会	運輸安全委員会	運輸安全委	全契約	0	0					
		事務局	員会								
		査結果による。 式」欄の「○」 印は	第三者機関の	幹組対象 <i>とす</i>	とっている。	レた「×ı					
		象となっていない		m. ///// 多、C /。		C ~ (\ \)					
環境省	環境省は、第三者	機関による監視の	仕組みはある	ものの、外周	哥 (原子力規	制委員会)					
	の契約案件が監視対	象となっていない	。また、原子ス	力規制委員会	自身も第三	者機関を設					
	置しておらず、同委	員会の契約案件に	ついては、第三	三者機関によ	る契約の監視	児が実施さ					
	れていない。										

(注) 当省の調査結果による。

-236-

表4-(1)-イ-① 契約一覧に審議案件を抽出するための情報が不足していると考えられる例

		「職条件を抽出するための情報		契約一覧の項目			
府省名	第三者機関 名称	対象機関	対象分野	契約の相 手方名	予定価格 (落札 率)	応札(応 募、提 案)者数	説明等
公正取引委 員会	公正取引委員会契約監視 委員会	全省	全契約	0	×	Δ	「公共調達の適正化について」に基づき公表している契約一覧を使用応札(応募)者が公益法人の場合には、「応札・応募者数」欄にその旨の記載がある。
金融庁	金融庁契約監視委員会	全省	全契約	0	×	0	
法務省	法務省入札監視委員会	全省	工事	×	0	Δ	第三者機関の規則で定められた契約一覧の様式を使用応札者数を記載している(応募者数及び提案者数は記載していない。)。
12435 E	法務本省等契約監視会議	本省等	物品・役務等	0	0	Δ	「公共調達の適正化について」に基づき公表している契約一覧に「応札者の数」と「落札までの入札回数」を加えた様式を使用応札者数を記載している(応募者数及び提案者数は記載していない。)。
	財務省第2入札等監視委 員会	東北財務局、仙台国税局	全契約	0	0	Δ	第三者機関の運営要領で定められた契約一覧の様式を使用1者応札(応募)の場合は、「応札(応募)業者数」欄に1者応札(応募)である旨の記載がある。
	財務省第3入札等監視委員会	本省等	全契約	0	0	Δ	
財務省	財務省第4入札等監視委 員会	関東財務局、関東信越国税局	全契約	0	0	Δ	第三者機関の運営要領で定められた契約一覧の様式に、「入札回数」を加えた様式を使用1者応札(応募)の場合は、「応札(応募)業者数」欄に1者応札(応募)である旨の記載がある。
	財務省第5入札等監視委 員会	東京税関、横浜税関	全契約	0	0	Δ	第三者機関の運営要領で定められた契約一覧の様式を使用1者応札(応募)の場合は、「応札(応募)業者数」欄に1者応札(応募)である旨の記載がある。
	財務省第7入札等監視委 員会	北陸財務局、金沢国税局	全契約	0	0	Δ	
	財務省第10入札等監視委 員会	中国財務局、広島国税局	全契約	0	0	Δ	
	財務省第11入札等監視委 員会	四国財務局、高松国税局	全契約	0	0	Δ	
	財務省第12入札等監視委 員会	福岡財務支局、門司税関等	全契約	0	0	Δ	
	財務省第13入札等監視委 員会	九州財務局、熊本国税局等	全契約	0	0	Δ	
文部科学省	入札監視委員会	全省	工事	×	0	0	
	厚生労働省公共調達中央 監視委員会	本省等	全契約	0	0	Δ	第三者機関の規則で定められた契約一覧の様式を使用1者応札(応募)の場合は、「備考」欄に1者応札(応募)である旨の記載がある。
	北海道労働局公共調達監 視委員会	北海道労働局	全契約	0	0	Δ	
	群馬労働局公共調達監視 委員会	群馬労働局	全契約	0	0	Δ	
厚生労働省	新潟労働局公共調達監視 委員会	新潟労働局	全契約	0	0	Δ	
子工力剛省	富山労働局公共調達監視 委員会	富山労働局	全契約	0	0	Δ	
	石川労働局公共調達監視 委員会	石川 労働 局	全契約	0	0	Δ	
	佐賀労働局公共調達監視 委員会	佐賀労働局	全契約	0	0	Δ	
	熊本労働局公共調達監視 委員会	熊本労働局	全契約	0	0	Δ	

国土交通省	北陸地方整備局入札監視 委員会第2部会	北陸地方整備局(港湾空港)	全契約	×	×	×	・ 第三者機関の規則において定められた契約一覧の様式(入札者数、契約の相手方、契約金額、落札率等の欄有り)を使用せず、独自の「現場担当(契約)事務所」及び「契約件名」のみを記載した契約一覧を提出している。
環境省	入札監視委員会	本省等	工事	×	0	0	
	防衛調達審議会	装備施設本部等	物品・役務等	0	0	Δ	①随意契約及び1者応札(応募)案件の審議のための契約一覧及び②競争契約案件の仕様書審議のための契約一覧を使用 応札(応募、提案)者数:①には記載がない(契約一覧に記載されている契約案件の種類から、応札(応募、提案)者数は自明)。 ②には記載がない(1者応札案件については、別途、「1者応札審議契約一覧」を作成している。)。
	北海道防衛局入札監視委員会	北海道防衛局管内の全部隊等	全契約	\triangleright	Δ	Δ	第三者機関の規則で定められた契約一覧の様式 (①地方防衛局等が発注する建設工事等の契約一覧及び②契約実施機関(※)が締結する契約の一覧)を使用 契約の相手方:①には記載がないが、②には記載がある。予定価格(落札率):①には記載があるが、②には記載がない。応札(応募、提案)者数:①には記載がある。②には記載がない(1者応札(応募)案件については、別途、「1者応札(一般競争契約)」及び「1者(随意契約)」の一覧を作成している。)。 勝衛省の各入札監視委員会の規則においては、会計機関を「契約実施機関」と称している。
	東北防衛局入札監視委員会	東北防衛局管内の全部隊等	全契約	Δ	0	0	第三者機関の規則で定められた契約一覧の様式(①地方防衛局等が発注する建設工事等の契約一覧及び②契約実施機関が締結する契約の一覧)を使用契約の相手方:①には記載がないが、②には記載がある。
防衛省	近畿中部防衛局入札監視委員会	近畿中部防衛局管内の全部隊等	全契約	Δ	Δ	Δ	第三者機関の規則で定められた契約一覧の様式 (①地方防衛局等が発注する建設工事等の契約一覧及び②契約実施機関が締結する契約の一覧)を使用 契約の相手方: ①には記載がないが、②には記載がある。 予定価格(落札率): ①には記載があるが、②には記載がない。 応札(応募、提案)者数: ①には記載がないが、②には記載がある。
	中国四国防衛局入札監視 委員会	中国四国防衛局管内の全部隊等	全契約	Δ	0	0	第三者機関の規則で定められた契約一覧の様式(①地方防衛局等が発注する建設工事等の契約一覧及び②契約実施機関が締結する契約の一覧)を使用契約の相手方:①には記載がないが、②には記載がある。
	九州防衛局入札監視委員会	九州防衛局管内の全部隊等	全契約	Δ	0	0	第三者機関の規則で定められた契約一覧の様式(①地方防衛局等が発注する建設工事等の契約一覧及び②契約実施機関が締結する契約の一覧)を使用契約の相手方:①には記載がないが、②には記載がある。
	沖縄防衛局入札監視委員会	沖縄防衛局管内の全部隊等	全契約	Δ	Δ	Δ	第三者機関の規則で定められた契約一覧の様式 (①地方防衛局等が発注する建設工事等の契約一覧及び②契約実施機関が締結する契約の一覧)を使用 契約の相手方:①には記載がないが、②には記載がある。 予定価格(落札率):①には記載があるが、②には記載がない。 応札(応募、提案)者数:①には記載がある。 ②には記載がある。 ②には記載がない(1者応札(応募)案件については、別途、「1者応札(競争契約)一覧表」及び「1者応募(公募、企画競争)一覧表」を作成している。)。
9 府省	31機関						

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「対象機関」欄の「全省」は、第三者機関の監視対象が府省内全ての会計機関であることを、「本省等」は、第三者機関の監視対象が本府省の内部部局に加え、一部の外局や地方支分部局等の会計機関も含むことを、それぞ れ表す。
- 3 「契約一覧の項目」の「契約の相手方名」欄の「○」印は、契約一覧に記載された全ての契約案件について契約の相手方を記載していることを、「△」印は、一部の契約案件について契約の相手方を記載していることを、「×」印は、契約一覧中に契約の相手方を記載していないことを、それぞれ表す。
- 4 「契約一覧の項目」の「予定価格(落札率)」欄の「○」印は、契約一覧に記載された全ての契約案件について予定価格(落札率)を記載していることを、「△」印は、一部の契約案件について予定価格(落札率)を記載していることを、「×」印は、契約一覧中に予定価格(落札率)を記載していないことを、それぞれ表す。
- 5 「契約一覧の項目」の「応札 (応募、提案) 者数」欄の「○」印は、契約一覧に記載された全ての契約案件について応札 (応募、提案) 者数を記載していることを、「△」印は、一部の契約案件 (1 者応札 (応募) 案件や公益法人との契約案件のみ、応札案件のみ等) について記載していることを、「×」印 は、契約一覧中に応札 (応募、提案) 者数を記載していないことを、それぞれ表す。
- 6 「説明等」欄は、契約一覧への契約の相手方名、予定価格(落札率)、応札(応募、提案)者数等の具体的な記載状況等を記述している。

表 4 - (1) - イ - ② 契約- 覧に、公益法人が応札者となっている案件か否か、低入札価格調査の対象 案件か否かの情報を盛り込んでいる例

72111.	- 12 O I I T
機関等名	概 要
文部科学省	文部科学省では、審議案件の抽出のために委員に提出する契約一覧に、委員
(物品・役務等契約監	が、公益法人が応札者となっている案件であるかという観点からも審議案件を
視委員会)	抽出できるように、応札者数、契約の相手方等の情報に加え、「契約の相手方
	が社団・財団法人、公益社団・財団法人の場合」に、公益法人の区分等を記載
	する欄を設けている。また、「公益法人が一者応札・応募により受注している
	案件」の場合は、事業概要、説明会参加者数等も記載する欄も設けている。
	さらに、文部科学省が提出している契約一覧は、契約の性質等で委員が抽出
	しやすいように、「落札率」を降順に並び替え、「1者応札」は黄色に着色され
	ている。
厚生労働省	厚生労働省では、審議案件の抽出のために委員に提出する契約一覧に、委員
(厚生労働省公共調	が、低入札価格調査の対象となっている案件であるかという観点からも審議案
達中央監視委員会及	件を抽出できるように、応札者数 (注)、契約の相手方等の情報に加え、低入
び各都道府県労働局	札価格調査の対象となった案件については、備考欄に「低入札」と記載してい
公共調達監視委員会)	る。
	(注)「応札(応募)者数」の記載は、1者応札(応募)の場合のみである。

⁽注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-イー③ 委員への情報提供を充実させるための独自の工夫を行っている例

表 4 - (1) - イ - ③	委員への情報提供を充実させるための独自の工夫を行っている例									
機関等名	農林水産省(農林水産省本省入札等監視委員会)									
概要	農林水産省本省(大臣官房経理課)は、第三者機関として農林水産省本省入札等監視									
	委員会を設置している。									
	同委員会の委員が審議対象として抽出した契約案件について、当該契約案件の担当部									
	局等が委員会に対し説明資料を提出するに当たり、当該契約の契約方式、契約金額、契									
	約相手方等の概要を一枚紙に簡潔に記載する「抽出案件概要」を用いることとしていまた、同様式には、提出資料(添付資料)のリストが付記されており、委員が提出									
	た資料の種類を一目で確認することができるとともに、契約担当部局等においても提出									
	資料 (添付資料) に漏れがないかどうかを確認することができるものとなっている。									
	なお、提出資料(添付資料)のリストは、委員の意見等を参考に農林水産省本省(大									
	臣官房経理課)が契約種別ごとに作成したものであり、提出が必要な書類については、									
	四角のチェック欄を黒で塗りつぶすことによりチェックをするものとなっている。									
	表 抽出案件概要(一般競争入札)様式の例									
	抽出案件概要(一般競争入札)									
	項目説明内容									
	契約担当官名									
	競争方式									
	契 再就職役員数									
	契約金額									
	落札率									
	一般競争参加資格の 設定の理由及び経緯									
	備 考									
	■ 入札公告の写し									
	■ 提案書(総合評価落札方式の場合)									
	■ 技術審査会審査結果、採点結果									
	■ 1者応札事後審査調書									
	■ 1者応札(応募)事後審査表(アンケート、過去3か年の入札・契約状況含む)									
	□ 委託事業の場合は、事業概要									
	□ その他参考資料(※資料の名称を記入									

(注) 当省の調査結果による。

表4-(1)-ウー① 本府省及び外局の内部部局に設置された第三者機関における審議結果等の情報提供の状況

府省名				府省内への審調			
		第三者機関 名称	審議対象 契約	府省ホームペー ジ又は府省内 イントラネット	機関に確実に認識されるよ		
				での掲示		取組内容区分	
内閣	開府	内閣府本府入札等監視委員会	全契約	0	×	×	
宮内庁		宮内庁契約監視委員会	全契約	0	0	2	
		公正取引委員会契約監視委員会	全契約	0	×	×	
	マス安委員会 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	警察庁入札等監視委員会	全契約	0	×	×	
金融	地宁	金融庁契約監視委員会	全契約	0	_	_	
総	8省	総務省契約監視会	全契約	0	×	×	
法系	\$/£	法務省入札監視委員会	工事	0	×	×	
伝套	5 ⁻ 13	法務本省等契約監視会議	物品・役務等	0	0	23	
外產	8省	外務省契約監視委員会	全契約	0	_	-	
財務省		財務省第3入札等監視委員会	全契約	0	×	×	
-4	11 24 24	入札監視委員会	工事	0	×	×	
又首	『科学省	物品・役務等契約監視委員会	物品・役務等	0	0	23	
厚生	三労働省	厚生労働省公共調達中央監視委員会	全契約	0	×	×	
# +	+ 小	農林水産省大臣官房経理課入札等監視委員会	工事	0	_	_	
戻り	木水産省	農林水産本省入札等監視委員会	物品・役務等	0	0	①	
	生産局	食料安定供給特別会計入札等監視委員会	物品・役務等	0	×	×	
	林野庁	林野庁入札等監視委員会	全契約	0	×	×	
	水産庁	水産庁入札等監視委員会	全契約	0	×	×	
経済	斉産業省	経済産業省契約評価監視委員会	全契約	0	×	×	
玉二	二交通省	公正入札会議(随意契約の適正化小グループ)	物品・役務	0	0	①	
	海上保安庁	入札監視委員会	全契約	0	×	×	
7EEL L2	5/h	入札監視委員会	工事	0	×	×	
環境	君自	物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会	物品・役務等	0	×	×	
防御	所省 注2)	防衛調達審議会	物品・役務等	0	0	12	
		16府省24機関		○ : 24 ×: 0	○:6 ×:15 -:3	①:3 ②:4 ③:2 ×:15 -:3	_

- (注) 1 当省の調査結果による(平成25年度)。
 - 2 消費者庁及び復興庁は第三者機関が未設置のため、本表には含んでいない。また、防衛省の「公正入札調査会議」は、建設工事等の入札及び契約に関する統計的分析に基づき統括的な審議を行っており、個別の契約の審議は行っていないため、本表には含んでいない。
 - 3 「府省内への審議結果等の情報提供の方法」の「府省HP又は府省内イントラネットでの掲示」欄の「○」印は、府省ホームページ又は府省内イントラネット(両方の場合を含む。)において、審議結果等を掲示していることを、「×」印は、府省ホームページ及び府省内イントラネットのいずれにも審議結果等を掲示していないことを、それぞれ表す。なお、本欄は、通常実施している情報提供(特別な事情が発生した場合等に、臨時的に行う情報提供を除く。)の状況を示す。
 - 4 「府省内への審議結果等の情報提供の方法」の「監視対象となる全ての会計機関に確実に認識されるようにするための取組」欄の「〇」印は、当該取組を行っていることを、「×」印は行っていないことを、「ー」印は、当該第三者機関が監視対象とする会計機関が1つであり、本欄に該当しないことを、それぞれ表す。なお、本欄は、通常実施している情報提供(特別な事情が発生した場合等に、臨時的に行う情報提供を除く。)の状況を示す。
 - 5 「府省内への審議結果等の情報提供の方法」の中の「監視対象となる全ての会計機関に確実に認識されるようにするための取組」の「取組内容区分」欄は、以下の区分により記載している。
 - ①:第三者機関の審議に、審議対象契約の担当部局を含む全会計機関担当者等が出席
 - ②:省内各部局の会計担当者へのメール
 - ③:省内各部局の会計担当者への事務連絡(紙媒体)
 - ×:監視対象となる全ての会計機関に確実に認識されるようにするための取組を行っていない。
 - -:第三者機関の監視対象となる会計機関が1つであるため、本欄に該当しない。